

森林法第21条に規定する火入れをする目的

森林又は森林に接近している土地での

- 1 造林のための地ごしらえ
- 2 開墾準備
- 3 害虫駆除
- 4 焼畑



菊川市火入れに関する条例第2条から4条

申請許可



菊川市火入れに関する条例第14条

現行

強風注意報、異常乾燥注意報、火災警報の発令

改正後

強風注意報、乾燥注意報の発表
林野火災に関する注意報、火災警報の発令



火入れを行ってはならない又は
火入れを行っていた場合は速やかに消火